

## 国民健康保険のお知らせ

## 令和4年度から国民健康保険税の賦課方式を2方式に変更します

潮来市では、「茨城県国民健康保険運営方針」に基づき、令和4年度より賦課方式が3方式（所得割・均等割・平等割）から**2方式（所得割・均等割）に変更**となります。また、2方式変更に合わせ、次のとおり改正されます。

- 「**未就学児**」均等割額：**5割軽減**（地方税法施行令改正）
- 課税限度額（医療分）：**65万円に変更**（地方税法施行令改正）
- 課税限度額（後期高齢者支援金分）：**20万円に変更**（地方税法施行令改正）
- 「**就学児以上高校生世代以下**」均等割額：**5割減免**（潮来市独自減免）

（保険税率等について）

課税内訳	区分	令和4年度から (改正後)	令和3年度まで (改正前)
医療分	所得割	5.7%	6.6%
	均等割	32,000円	23,000円
	平等割	廃止	25,000円
	課税限度額	650,000円	630,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.8%	2.2%
	均等割	16,000円	7,000円
	平等割	廃止	8,000円
	課税限度額	200,000円	190,000円
介護納付金分	所得割	2.0%	1.7%
	均等割	15,000円	15,000円
	課税限度額	170,000円	170,000円

（保険税の軽減について）

・未就学児（※1）の均等割を5割軽減

※1：6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者

（保険税の減免について）

・就学児以上高校生世代以下の方（※2）の均等割額を5割減免

※2：18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者  
（未就学児（※1）を除く）

【お問合せ】○保険証・給付に関すること

市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線111・122・129

○国民健康保険税に関すること

税務課 税務グループ ☎63-1111 内線132～134